

令和2年第3回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和2年9月1日

目 次

承第10号	専決処分の承認について（令和2年度専第8号 令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号））	別冊
議第69号	瑞浪市職員特殊手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第70号	瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
議第71号	瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	5
議第72号	瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	6
議第73号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7
議第74号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	8
議第75号	瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について	11
議第76号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	13
議第77号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	14
議第78号	瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて	15
議第79号	土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会の共同設置について	16
議第80号	市道路線の変更について	17
議第81号	市道路線の認定について	18
議第82号	市道路線の認定について	19
議第83号	財産の取得について	20
議第84号	令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議第85号	令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第9号）	} 別冊
議第86号	令和2年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第87号	令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第88号	令和2年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
議第89号	令和2年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）	
議第90号	令和2年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）	

- 認第1号 令和元年度瑞浪市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和元年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和元年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和元年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和元年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について
- 認第8号 令和元年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

別冊

議第69号 瑞浪市職員特殊手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

新型コロナウイルス感染症等から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するための改正を行う。

【改正内容】

題名を「瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例」に改め、新型コロナウイルス感染症等から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務について、作業に従事した日1日につき4,000円を上限として防疫手当を支給するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例			瑞浪市職員特殊手当支給条例		
本則 (略)			本則 (略)		
別表 (第2条関係)			別表		
種類	支給を受ける職員	支給額	種類	支給を受ける職員	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特殊手当	特に不快、危険を伴う業務で、市の規則で定める業務に従事した職員	1回 800円	特殊手当	特に不快、危険を伴う業務で、市の規則で定める業務に従事した職員	1回 800円
防疫手当	感染症の防疫に係る業務で、市の規則で定める業務に従事した職員	日額 4,000円			
附則 (瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正) 第1条～第15条の3 (略) (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第16条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第8条に規定する初任給調整手当及び瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例 (平成16年条例第35号) に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの (以下この項において「手当」という。) の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。 (1)～(2) (略) 第16条の2～第26条 (略)			第1条～第15条の3 (略) (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第16条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第8条に規定する初任給調整手当及び瑞浪市職員特殊手当支給条例 (平成16年条例第35号) に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの (以下この項において「手当」という。) の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。 (1)～(2) (略) 第16条の2～第26条 (略)		

議第70号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

会計年度任用職員の期末手当について、常勤職員と同日に支給することが困難な場合が想定されるため、支給日を市の規則で定める期日とする改正を行う。また、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の改正等を踏まえた文言の整理を行うため、本条例を制定する。

【改正内容】

会計年度任用職員の期末手当の支給日を市の規則で定める期日とし、及び瑞浪市職員の給与に関する条例の改正等を踏まえた文言の整理を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第11条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、期末手当基礎額に乗ずる割合に関する部分及び支給日に関する部分を除き、常勤職員の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額に乗ずる割合は、100分の72.5とし、支給日は、市の規則で定める期日とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第13条～第16条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。</p> <p>2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第11条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、期末手当基礎額に乗ずる割合に関する部分を除き_____、常勤職員の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額に乗ずる割合は、100分の72.5とする_____。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第13条～第16条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬_____を支給する。</p> <p>2 前項に規定する報酬_____の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。</p>

<p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が37時間30分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)</p> <p>第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。</p> <p>2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p>第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。</p> <p>2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が37時間30分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)</p> <p>第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。</p> <p>2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p>第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。</p> <p>2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。</p>
---	--

この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の130（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の110）」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 （略）

第23条～第31条 （略）

この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の130（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の110）」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額

_____及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする

—。

2～3 （略）

第23条～第31条 （略）

議第71号 瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例で定めることにより、市長等の職務行為につき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の一部を免責することができるようになったため、必要な事項を定める。

【制定内容】

第1条（趣旨）、第2条（損害賠償責任の一部免責）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

議第72号 瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されるため条文の整備を行う。

【改正内容】

子ども・子育て支援法の項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （所掌事務）	第1条（略） （所掌事務）
第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。 （1）（略） （2） <u>法第43条第2項</u> に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。 （3）～（5）（略）	第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。 （1）（略） （2） <u>法第43条第3項</u> に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。 （3）～（5）（略）
第3条～第8条（略）	第3条～第8条（略）

議第73号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の連携施設の確保の特例に関する規定を整備する。

【改正内容】

特定地域型保育事業者の連携施設の確保の特例に関する規定を加えるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第41条（略） （特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>（1）市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>（2）特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>6～9（略）</p> <p>第43条～第53条（略）</p>	<p>第1条～第41条（略） （特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項 _____ の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>6～9（略）</p> <p>第43条～第53条（略）</p>

議第74号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の連携施設の確保の特例及び居宅訪問型保育事業者が提供する保育に関する規定等の整備を行う。

【改正内容】

家庭的保育事業者等の連携施設の確保の特例及び居宅訪問型保育事業者が提供する保育に関する規定を加えるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第5条 (略) (保育所等との連携)	第1条～第5条 (略) (保育所等との連携)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)～(2) (略)	2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)～(2) (略)
3 (略)	3 (略)
4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)	
5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに	

限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条～第15条 (略)
(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。_____)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第17条～第36条 (略)
(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) (略)

(2) 子ども・子育て支援法_____第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

第38条～第44条 (略)

第7条～第15条 (略)
(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容_____、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第17条～第36条 (略)
(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) (略)

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

第38条～第44条 (略)

<p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、<u>法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであるとして、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)</u>については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	<p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p>
<p>第46条～第49条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業</p>	<p>第46条～第49条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業</p>
<p><u>の</u></p> <p>認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p>	<p><u>の</u></p> <p>認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p>
<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等<u>(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等<u>は</u>、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>5～10 (略)</p>	<p>5～10 (略)</p>

議第75号 瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市地球回廊の廃止に伴い、関係条例の整備を行う。

【改正内容】

瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第52号）の廃止並びに瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）、瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第50号）及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第51号）中共通入館料を改正するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧																											
<p>○瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条）</p> <p>本則（略）</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>常設展示入館料</th> <th>3館共通入館料</th> <th>特別展示入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>200円</td> <td>500円</td> <td>常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。</td> </tr> <tr> <td>団体（20人以上）</td> <td>150円</td> <td>400円</td> <td>常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「3館共通入館料」とは、資料館、瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第50号）の規定による瑞浪市化石博物館及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第51号）の規定による瑞浪市市之瀬廣太記念美術館</p> <hr/> <p>_____の3館に入館する場合の入館料をいう。</p> <p>2～3（略）</p>				区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料	個人	200円	500円	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。	団体（20人以上）	150円	400円	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。	<p>本則（略）</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>常設展示入館料</th> <th>4館共通入館料</th> <th>特別展示入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>200円</td> <td>700円</td> <td>常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。</td> </tr> <tr> <td>団体（20人以上）</td> <td>150円</td> <td>560円</td> <td>常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「4館共通入館料」とは、資料館、瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第50号）の規定による瑞浪市化石博物館、瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第51号）の規定による瑞浪市市之瀬廣太記念美術館及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第52号）の規定による瑞浪市地球回廊の4館に入館する場合の入館料をいう。</p> <p>2～3（略）</p>				区分	常設展示入館料	4館共通入館料	特別展示入館料	個人	200円	700円	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。	団体（20人以上）	150円	560円	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。
区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料																												
個人	200円	500円	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。																												
団体（20人以上）	150円	400円	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。																												
区分	常設展示入館料	4館共通入館料	特別展示入館料																												
個人	200円	700円	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。																												
団体（20人以上）	150円	560円	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。																												
<p>別表第2（略）</p> <p>○瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条）</p> <p>本則（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>常設展示入館料</th> <th>3館共通入館料</th> <th>特別展示入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常設展示入</td> </tr> </tbody> </table>				区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料				常設展示入	<p>別表第2（略）</p> <p>本則（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>常設展示入館料</th> <th>4館共通入館料</th> <th>特別展示入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常設展示入</td> </tr> </tbody> </table>				区分	常設展示入館料	4館共通入館料	特別展示入館料				常設展示入								
区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料																												
			常設展示入																												
区分	常設展示入館料	4館共通入館料	特別展示入館料																												
			常設展示入																												

個人	200円	<u>500円</u>	館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。
団体 (20人以上)	150円	<u>400円</u>	

備考

1 この表において「3館共通入館料」とは、博物館、瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第51号）の規定による瑞浪市市之瀬廣太記念美術館及び瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）の規定による瑞浪市陶磁資料館_____の3館に入館する場合の入館料をいう。

2～3 (略)

○瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正（第4条）

本則 (略)

別表（第8条関係）

区分	常設展示入館料	<u>3館共通入館料</u>	特別展示入館料
個人	200円	<u>500円</u>	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。
団体 (20人以上)	150円	<u>400円</u>	

備考

1 この表において「3館共通入館料」とは、美術館、瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第50号）の規定による瑞浪市化石博物館及び瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）の規定による瑞浪市陶磁資料館_____の3館に入館する場合の入館料をいう。

2～3 (略)

個人	200円	<u>700円</u>	館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。
団体 (20人以上)	150円	<u>560円</u>	

備考

1 この表において「4館共通入館料」とは、博物館、瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第51号）の規定による瑞浪市市之瀬廣太記念美術館、瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）の規定による瑞浪市陶磁資料館及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第52号）の規定による瑞浪市地球回廊の4館に入館場合の入館料をいう。

2～3 (略)

本則 (略)

別表（第8条関係）

区分	常設展示入館料	<u>4館共通入館料</u>	特別展示入館料
個人	200円	<u>700円</u>	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において教育委員会がその都度定める。
団体 (20人以上)	150円	<u>560円</u>	

備考

1 この表において「4館共通入館料」とは、美術館、瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第50号）の規定による瑞浪市化石博物館、瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）の規定による瑞浪市陶磁資料館及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第52号）の規定による瑞浪市地球回廊の4館に入館場合の入館料をいう。

2～3 (略)

議第76号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	かか み かず こ 各 務 和 子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	県立瑞浪高等学校 卒業
経歴	昭和46年 4月 瑞浪市役所 奉職 平成13年 4月 日吉保育園 園長 平成17年 4月 社会福祉課 主任主査 平成20年 4月 稲津保育園 園長 平成23年 4月 みどり保育園 園長 平成25年 3月 瑞浪市役所 退職 平成25年12月 民生委員・児童委員、主任児童委員 就任 平成28年 2月 瑞浪市社会教育委員 就任 平成28年11月 民生委員・児童委員、主任児童委員 退任 平成31年 3月 瑞浪市社会教育委員 退任 現在に至る
備考	平成30年 1月 人権擁護委員（1期目） 現在に至る

議第77号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	しば た よう こ 柴 田 洋 子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	会社員
学歴	専門学校 常盤女学院 本科卒業
経歴	昭和61年 4月 東海珠算学園 入社 平成 4年 3月 東海珠算学園 退社 平成 6年11月 株式会社柴田土木 入社 現在に至る
備考	平成28年10月 瑞浪市教育委員会委員(1期目) 現在に至る

議第78号 瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	おぐり たかのぶ 小栗孝信
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	税理士
学歴	岐阜県立瑞浪高等学校 卒業
経歴	昭和47年4月 名古屋国税局 総務部 総務課 平成11年7月 名古屋国税局 課税第二部 法人税課 課長補佐 平成12年7月 千種税務署 総務課長 平成13年7月 名古屋国税局 総務部 事務管理課 課長補佐 平成14年7月 静岡税務署 特別国税調査官(法人) 平成16年7月 岐阜南税務署 副署長 平成18年7月 税務大学校名古屋研修所 主任教育官 平成20年7月 久世税務署長(広島国税局) 平成21年7月 名古屋国税局 総務部 厚生課長 平成23年7月 名古屋国税局 総務部 会計課長 平成24年7月 税務大学校名古屋研修所長 平成25年7月 岐阜北税務署長 平成26年7月 退職 平成26年9月 税理士事務所開設 現在に至る
備考	新任

議第79号 土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会の共同設置について

【制定趣旨】

安定的な地域医療体制を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、規約を定め、土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会を土岐市と共同で設置する。

【制定内容】

第1条（設置）、第2条（名称）、第3条（執務場所）、第4条（所掌事務）、第5条（組織）、第6条（委員）、第7条（任期）、第8条（会長及び副会長）、第9条（会議）、第10条（負担金）、第11条（予算）、第12条（決算報告）、第13条（委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程）、第14条（庶務）、第15条（補則）、附則

【施行日】

本規約の施行日は、令和2年10月5日とする。

議第80号 市道路線の変更について

位置図



起点

終点

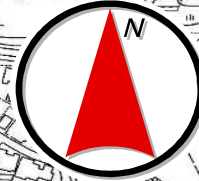


変更箇所

起点 土岐町字北川原4645番2地先
終点 土岐町字上平4397番1地先

①464 東濃用水道2号線
旧 L=1225.4m
新 L=1276.6m

概要：
既存路線の経過地の変更



①

議第81号 市道路線の認定について

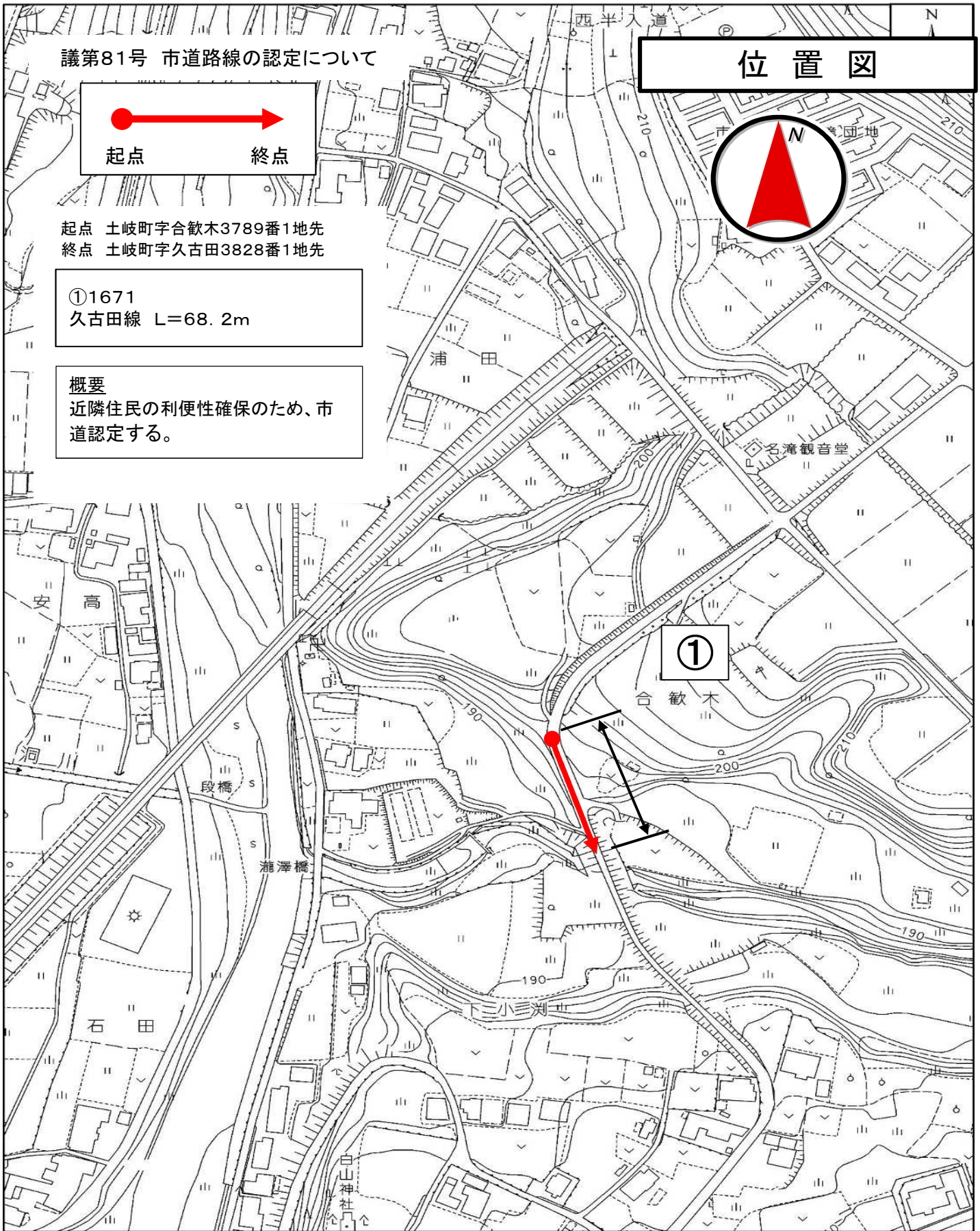
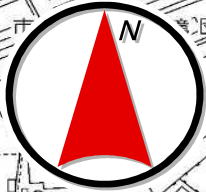


起点 土岐町字合歓木3789番1地先
終点 土岐町字久古田3828番1地先

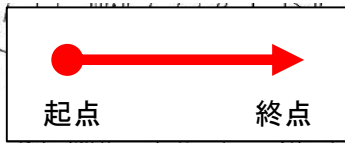
①1671
久古田線 L=68.2m

概要
近隣住民の利便性確保のため、市道認定する。

位置図



議第82号 市道路線の認定について

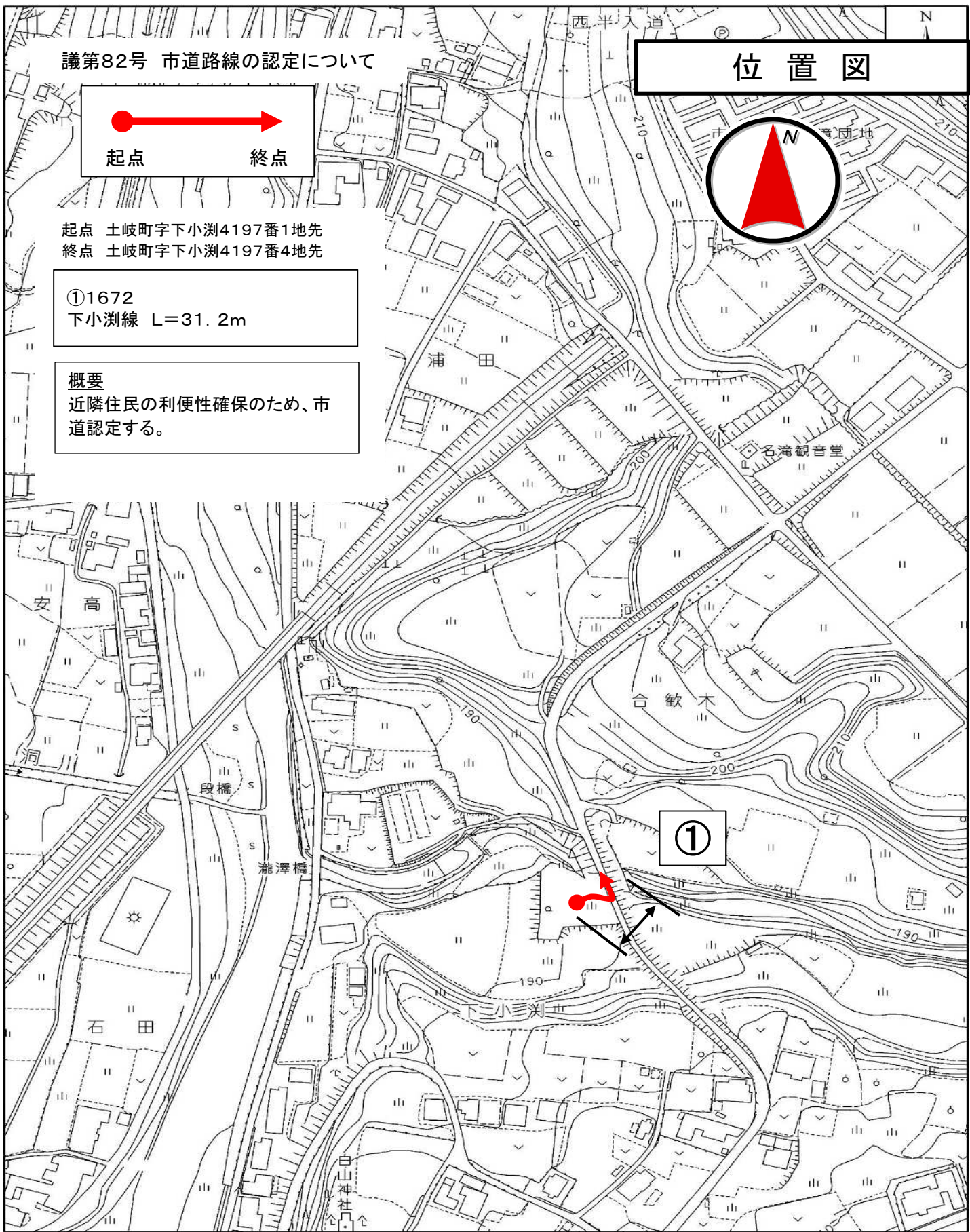
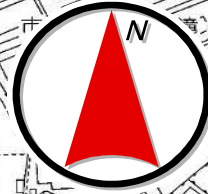


起点 土岐町字下小淵4197番1地先
終点 土岐町字下小淵4197番4地先

①1672
下小淵線 L=31.2m

概要
近隣住民の利便性確保のため、市道認定する。

位置図



議第83号 財産の取得について

概 要

取得の目的	国が推進するGIGAスクール構想における「一人一台端末」環境の整備のため、教育用タブレットパソコンを購入する。
取得金額	122,597,750円
取得する財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本 体 G I G Aスクール対応教育用タブレットパソコン Lenovo300e ChromeBook 2nd Gen ・画 面 11.6型タッチパネル対応 ・O S C h r o m e O S ・C P U A M D A 4 - 9 1 2 0 C ・メ モ リ 4 G B ・ストレージ 32GB ・ア プ リ G S u i t e f o r E d u c a t i o n ・メーカー保証 1年間（送付バック方式） ・数 量 児童生徒用 2,605台/教師用 120台
取得の相手方	<p>多治見市前畑町2丁目13番地 中部事務機株式会社 多治見営業所 代表取締役 辻 慶一</p>
備 考	

